

件 名	26 陳情第12号 子どもにとっての「子ども・子育て支援新制度」とするための陳情書
陳情の要旨 1、 市区町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、児童福祉法 24 条 1 項の市町村の実施責任をふまえ、待機児童を把握し、認可保育所の増設を更に進めてください。 2、 保育の必要性の認定、利用手続き、入所の仕組み等について、新制度においても現行水準を後退させることなく維持改善し、面積基準、人員配置についても現行水準が後退しないよう条例等に反映させてください。 3、 小規模保育事業の認可にあたっては、すべて保育士資格者にしてください。 4、 障害児の保育では、居住地域の保育園に入れるようにし、現行の水準を維持、拡充してください。 5、 保育士の人材確保と、保育の質の向上を図るために財源を確保し、必要な予算措置をしてください。 理由 国は、「子ども・子育て支援新制度」を 2015 年 4 月に本格施行するとして、新制度の実施主体である市町村に対し、新制度の実施のため条例制定も含めた諸準備を進めるよう求めています。その一方で、人口の流入、子育てしながら働く母親の増加などにより保育園にはいれない待機児童の数は、東京で過去最高の 8,672 人となり、他の大都市と比較しても突出している状況はつづいています。待機児童解消は待ったなしといった状況ですが、その対策をすすめるにあたって、保育の基準を緩和するようなことは子どもの命に関わり、保護者も安心して預けることはできません。 また、低すぎる処遇が原因で保育士不足が社会問題化しています。必要な職員がそろわないために、切実な保育所入所の願いに応えられない事態も起きています。専門性を有する保育士の存在は、子育て成長、発達にとって重要です。東京都が 4 月に公表した「東京都保育士実態調査」では、保育士の約 2 割が退職を考えていることを明らかにしています。理由は「給料が安い」「仕事量が多い」「労働時間が長い」と続いています。これは、施設の増設だけでなく、保育士の処遇改善もまったなしの課題であることを示しているといえます。 私たちは、子ども達が楽しく安心して生活ができるよう、待機児童の解消と保育士の質の向上を両立させなければならない課題であるという立場から、陳情をいたします。	